

障がい者の支援に関する施策についての意見

資料4

障害者施策推進協議会委員名

田中 貴子

権利擁護センター「ばあとなあ鳥取」会員

No	分野
	1. 生活支援__ (2)在宅サービス等の充実
1	難病患者の介護者が入院等で在宅生活が困難な状況になった際、レスパイトを希望しても受入がむずかしい状況にある。難病患者のレスパイトサポート体制をつくりネットワークを構築することが必要ではないか。

障害者施策推進協議会委員名

谷村 操

鳥取県民生児童委員協議会理事

No	分野
	1. 生活支援__ (5)人材の育成・確保
2	学校への送迎の時家の方が都合が悪い場合ボランティアの方がいると助かると思うのですがなかなかありません。そのような場合どうすればよいのでしょうか。

障害者施策推進協議会委員名

山根 裕

(社福)鳥取県身体障害者福祉協会理事

No	分野
	6. 雇用・就業、経済的自立の支援__ (4)経済的自立の支援
3	<p>経済的自立を行うには健常者と同じような環境をつくる必要がある。法律にはそれなりのことが書いてあり、それを具体化しようとすると、行政はありとあらゆる普通の人知らない自分たちの情報を駆使して、出来ないようにする。総論は賛成するが、自分に火の粉がかかる事柄になると、なるべくしないようにする。普通の障害者は相談に行って、行政のフロントで「NO」と言われればそれで諦める。「なぜ」と言って食い下がる人はまれである。最後まで食い下がる人には行政は「YES」になることもある。</p> <p>私は長年相談員をしている。相談者の経済的自立支援が出来るか否かは行政にもの言える相談員に出会ったときに決まる(ので、相談員の資質向上が必要である。また、身体障害者相談員の数も少ない)。</p>

No	分野
	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (2)教育環境の整備
4	障害者が普通学校に入学するのは大変困難であった。障害者用の学校に予算がついているので、行政は何もわからない保護者に障害者用の学校を勧めていた。障害者用の学校に通っていた児童・生徒は感受性の強い青春に、社会に放り出され普通学校を出た諸氏と競争を強いられることとなる。

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (3) 高等教育における支援の推進
5		<p>障害者問題に限らず一般的に言えることだが、教育費が著しく高騰している。60年前の大学の授業料は年間5000円程度だと聞いている。現在100倍の500000円。文科系はバイトをしながら卒業できるが理科系はそうはいかない。障害者は障害によってバイト先が限られるので健常者より不利となる。障害者専用の奨学金の新設が望まれる。返済は長期で、無利子が望ましい。母子家庭、日本育英会資金で卒業した知人の話によると10年間で返済したとの事。せめて結婚する前には完済出来るようなスキームを組んでもらいたい。一定期間教職に就けば免除になるような制度もあった。</p>

障害者施策推進協議会委員名	市川 正明
(公社)鳥取県視覚障害者福祉協会会長	

No	分野	9. 差別の解消及び権利擁護の推進__ (1) 障がい理由とする差別の解消の推進
6		<p>県の施策への要望について あいサポート運動と障害者差別禁止条例との関係について</p> <p>全国的には自治体での差別禁止条例の策定が進んでいると思います。本県ではあいサポート運動に力を入れている訳で、このことについては全く賛成で異論はありませんが、この条例の代わりにという位置づけでしょうか。 法律を作ることが総てとは思いませんが、条例と運動では重みが違うような気もしています。全国的な状況から、あいサポート運動発足のあと、時間を経過した現在において、再度検討してみる必要があるのではないのでしょうか。 本来的には、こちらサイドからの熱意が行政を動かすべきものではないかと思いますが見解をお尋ねします。</p>

障害者施策推進協議会委員名	諸家 紀子
(公社)鳥取県聴覚障害者協会理事	

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (0) 全般
7		<p>インクルーシブ教育が潮流となっているが、聞こえに障害を持つ児童にとって、情報保障が充分でなく、また、聴覚障害について専門の知識を持っていない指導者の元での教育は人格の形成の上にも重大な影響がある。 親の希望によることも大きいですが、本人にとってより良い選択は何かを十分に検討する必要がある。</p>

No	分野	1. 生活支援__ (0) 全般
8		<p>聴覚障害者にとって利用しやすい社会資源が充分ではない。サービス提供する事業所の職員においても聴覚障害及び聴覚障害者への知識、理解がまだ浸透していない。人材の育成において、学習の機会をふやす必要がある。また利用できる社会資源をふやすことで障害者の社会参加がすすむ。</p>

障害者施策推進協議会委員名	田中 啓子
---------------	-------

(一社)鳥取県手をつなぐ育成会理事

分野 No	1. 生活支援__ (0)全般
9	重度の障がい者がいて一人にしておけないのでゴミ収集の時間に間に合わない事が多く、近所に実家があるのでそちらから出したりしているが、ある時実家の近所の方から指摘されたのでステッカー(許可証)のようなものがあれば他の地区にゴミを出しても出しやすいので考慮してもらえないか。

分野 No	6. 雇用・就業、経済的自立の支援__ (0)全般
10	現在作業所のバスを利用しているが、乗車場所が自宅から離れているので自家用車で送迎しているが、親がだんだん年をとっていつまで送迎できるか不安。送迎できなくなると作業所も利用できなくなるので、他に使えるサービスがないだろうか。

障害者施策推進協議会委員名	岡本 ちえ
---------------	-------

全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部理事

分野 No	1. 生活支援__ (1)相談支援体制の構築
11	重症児者や難病の方々など地域の関係者の連携したサポートが必要な事例があるが、情報共有されず、相談支援員の方だけで終わってしまっているケースもある。他の事業所の相談支援員間や関係機関、専門家との連携を図った支援をしていただきたい。

分野 No	1. 生活支援__ (2)在宅サービス等の充実
12	<p>身体が大きな重症児者の在宅生活を総合的に支援していただきたい。重症児者でも成長期になれば170cm位の大きな体格に育つ。病気のために大きな体格の方もいる。成長に合わせて、家の大がかりなリフォーム(浴室、寝室、廊下、玄関等)、移動のために大きな座位保持装置付き車椅子が乗る、福祉車両の自家用車も購入しなければならない。日々の医療ケアを含めた介護に家族は疲れ、経済的な負担もとても重い。周りからの情報もなく困っている。</p> <p>(各種制度を組み合わせても在宅で暮らす以上、家や移動用の車などの不自由さはどうしてあります。そのため、該当児者のために単県での制度を作っていただければ、と思いました。</p> <p>理由は住環境的な出費自体が大きく、助成制度を利用しても経済的な負担が大きいと困っている方があります。</p> <p>加算的な助成、無利子のローンなどはできないでしょうか。(家や車を該当児者対応にするために百万円×単位の負担になるケースがあります。数年間に家、車、椅子、ベッドなどを次々に準備しなければなりません。)</p> <p>ただし、事前の様々な情報不足も大きいと思います。リハビリなどの専門家による家屋訪問や具体的な住みやすく、移動しやすくなるアドバイスで経済的に節約できることもあるかと思っています。</p> <p>このような方は心身の成長や病状によって変化が大きいので、住環境的な問題、医療的な問題が大きく、介助負担も大変です。一緒に生活する家族がその時々への対応、日々の介護に追われて、実際の身辺の情報整理もしづらと思います。家族のサポートもお願いしたいです。)</p>

No	分野	1. 生活支援__ (2)在宅サービス等の充実
13		車両のある移送支援の事業所の維持とともに新規開所の支援をしていただきたい。地域の事業所から移動支援に使われる福祉車両の新規購入や維持ができないと聞いた。このために事業所が閉鎖されては困る。民間の企業努力が足りないと言われてしまうかもしれないが、重症児者の移動に関するサービスは生活に不可欠。在宅化がすすめば、より車両移送へのニーズが高まる。また、現状、高齢者、定期の通院利用者、様々な障がい者が地域の事業所を利用しているため、車両のある事業所自体がまだ不足している。

No	分野	1. 生活支援__ (2)在宅サービス等の充実
14		中部の障がい児者の要は中部療育園である。そのあり方については継続要望しているが、昨年度の回答(H27.1.19)が具体的に検討されているのか、経過報告をしていただきたい。

No	分野	1. 生活支援__ (2)在宅サービス等の充実
15		鳥取医療センターは空床型で短期入所を受けている。医ケアのある重症児者が連泊可能な施設であるが、昨年あたりから空床型ゆえにニーズ対応のために一般病棟で重症児者がステイせざるをえない現実がでてきた。重症病棟でのステイとステイの質が全く違い、困惑している。他の病院の空床型ステイでも同様のことがある。院内の施設と併設で行うような空床型以外のステイの形態はできないか。

No	分野	1. 生活支援__ (3)障がい児支援の充実
16		障がい児でも入浴等身体的なケアを家族で行うには困難な例もある。施設で必要なサービスを受ける条件の緩和をしていただきたい。 (事例では「施設」は日中一時預かりの事業所でした。現状、何らかの理由、事情で事業所で入浴ができないことは珍しいことではありません。また「条件の緩和」という表現については、重症児者の生活でも日々の入浴は保障していただきたいと思っておりますが、現状、事業所の都合(決まった時間帯外は対応しない、人手がない、他の障がいの方がいて危ないからなど)で入浴が難しいとされる事例があることから、条件を柔軟にして対応していただきたい、という意味でした。家庭によってはどうしてもサービスでお願いしたい方があります。)

No	分野	1. 生活支援__ (5)人材の育成・確保
17		重症児者の障がい特性に対応できるヘルパーの養成、確保をお願いしたい。医療ケアのある重症児者の吸引可能なヘルパー、経口からの食事介助、口腔ケア等、介助技術を身につけていただきたい。

No	分野	1. 生活支援__ (5)人材の育成・確保
18		相談支援のサービスを受けながら、相談支援が制度に合わせた事務的な対応が主となり、ゆとりのないモニタリングで当事者や家族の困り感がなかなか解消されない。特に卒後の「者」の在宅生活は相談支援員の方と考えていく。信頼できる地域の相談支援員を育成していただきたい。

No	分野	1. 生活支援__ (5) 人材の育成・確保
19		県の医療型ショートステイでは医療や介護の技術のあるヘルパーの存在が欠かせないが、中部地区では夜間対応できるヘルパーの確保ができず、ニーズに合わせたステイ利用ができていない。夜間対応可能なヘルパーを確保していただきたい。

No	分野	2. 保健・医療__ (1) 保健・医療の充実
20		在宅で医療を日常的に必要とする重症児者、難病の方々等が増加している。在宅生活をサポートするような訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ等が地域にもっとあれば、と思う。関係の諸団体、有資格者に働きかけや支援などをお願いしたい。また、このような在宅医療を支援する専門家を確保、育成していただきたい。

No	分野	4. 生活環境__ (4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
21		重症児者のバリアフリーに関してこれまでもご検討いただき、感謝している。この件を改めて考えると、養護学校の先生方が校外学習、修学旅行等にあたり、必ず近隣のルート、場所を下見し、情報を収集している。教育現場からの確かなバリアフリー情報を私たちや施設関係者などに提供していただけないか。「よりよい暮らしのために」やネットに掲載していただくのもよいかと思う。実際に利用した、行ってみた感想などもあれば、住みやすさを改善する糸口になるのでは、と思う。

No	分野	5. 情報アクセシビリティ__ (2) 情報提供の充実等
22		重症児者に関わる情報は県内でも西部地区が強い。家族、関係者が県内どこに暮らしていてもできるだけ情報を共有できるようにしていただきたい。例えば西部の療育セミナーの研修企画などネット利用で東部、中部でも聴講可能にする、DVD等公立図書館で貸し出し可能にする、等。

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (2) 教育環境の整備
23		障がい児が地域の学校に就学する場合、人的なサポートを受けることができることの周知をしていただきたい。

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
24		重症児者の利用する生活介護事業所などの通所や通所以外の場面でも余暇活動を充実できるよう支援していただきたい。

No	分野 1. 生活支援__ (O)全般
25	<p>ペアレントトレーニングについては、すでに国が予算化し、市町村においては障害者総合支援法の地域生活支援事業、県には発達障害者支援体制整備で事業実施が可能な状況です。すでに市町村の中にはペアレントトレーニングに取り組み、継続して行われている自治体もありますが、まだ着手されていない町村もあり、予算がついているうちに取り組みをいただくことを希望するものです。</p> <p>なお、全国的な例をみると特別支援学校のなかでPTA主催として保護者対象に行われたり、自立支援協議会を巻き込んで行政と法人が一体となっておこなったり、様々な展開も報告されております。特に特別支援学校でのペアレントトレーニングには大きな期待を寄せるものです。</p> <p>聴覚障害の子どもさんの親御さんは子どもと一緒に登校し、手話を学ばれると聞きました。知的障がいや発達障がいを伴う知的障がいの子の保護者も、子どもの障害について学び、その対応について学ぶ機会が必要と考えます。福祉関係では前出の予算が計上可能ですが、教育には予算の措置がないため、取り組みに消極的かと思えます。しかし、鳥取県内の知的障がいで対応の養護学校では、すでにペアレントトレーニングの講師が務められる人材もおられるかと思えます。特に大きな予算の手当てがなくても、ペアレントトレーニング5回シリーズ程度の展開は工夫次第で可能ではないでしょうか。できるだけ早い時期に、(特別支援学校にて)お取り組みいただくことを希望します。</p>
No	分野 1. 生活支援__ (O)全般
26	<p>教育においては、特別支援学校から地域の学校の特別支援をコンサルしてもらえますが、児童デイサービスや卒業後の特に生活介護において、特別な支援が必要な方へのコンサルをするところがないのが現状です。本人の日中活動にまで出向いて支援のコツを直接アドバイスできる事業がなく、ペアレントメンターとして保護者への相談を受けていて、歯がゆい思いをしています。加えて、本人の、生活も含めての支援を逐次できる場所として、支援員の移動(異動)のない民間の発達障がい支援センターが必要ではないでしょうか？</p>
No	分野 1. 生活支援__ (O)全般
27	<p>自閉症支援モデルとなるようなケアホーム(グループホーム)がほしい。今や、自閉症等発達障がいの人の支援手法は確立しつつありますが、特化したケアホーム(グループホーム)はいまだ無いのが現状です。在宅の重度自閉症者の将来の住まいのあり方としてのモデル的なケアホーム(グループホーム)を立ち上げを要望します。</p>
No	分野 1. 生活支援__ (O)全般
28	<p>知的障がいの可能性があり、療育手帳の申請を希望したものの、場面緘黙や自閉の特性から知能検査ができない場合でも、療育手帳がもらえるよう、早急な改善をお願いします。</p>
No	分野 2. 保健・医療__ (O)全般
29	<p>診療待機者2~3か月待ち解消のためか、小児科にかかっても成人になると精神科へ変わらないといけないことになった。どこに変わったらよいかわからず不安。「発達精神医学」というが、医療も一生涯の支援である。また、思春期から青年期へのつなぐ仕組みづくりをお願いしたい。精神科のDr.には、生涯を通した発達障がいをみる視点を持ってほしい。</p>

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (0)全般
30		<p>障がい者の権利条約が批准され、差別解消法の成立を受け、障がい者の人権が守られるよう国や地方公共団体で対応マニュアルが作られるなどの動きがあります。人権を守るためには本人の意思を尊重する必要がありますが、発達障がいの方はコミュニケーションに障がいがあり、意思を表明することが困難な場合もあります。</p> <p>支援者側が「意思表示に困難があることを理解」とともに、意思決定には支援が必要なことが、各方面で周知されることを希望するところです。</p> <p>さて、発達障がいの方のコミュニケーションを促すためには支援が必要ですが、意思決定のためには幼児期からの教育が欠かせません。意思決定以前に「意思形成」そのものが必要な方もあり、幼児期からの教育による支援が必要です。また、このことは発達障がいの方のご家族にも理解していただき支援に参画していただくことが必要です。</p> <p>当事者、保護者への教育的課題として、意思決定を促す取り組みが進められることを希望します。</p> <p>(自閉症の子には意思表出が難しい子がいる。そういう子についてはいろんなツールを使って意思決定ができるように、幼・保、小・中・高において当事者・保護者への教育的支援を行っていただきたい。)</p>

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (0)全般
31		<p>今年台風の影響で北関東に大きな水害があった際、市町村が特別支援学校と「協定」を結ばなければ、避難所として生徒を受け入れることができないことが問題点としてあげられました。本県では特別支援学校の福祉避難所としての「協定」が各市町村との間に整っていないと承知しております。知的障がい児の特別支援学校では、生徒は比較的慣れた環境であることや、日常的に教育を受けている先生方の支援を受けられることから、積極的に避難所としての役割を果たしていただくように強く希望します。</p>

No	分野	9. 差別の解消及び権利擁護の推進__ (0)全般
32		<p>障害者差別解消法の施行を前に、各行政機関でガイドラインが設けられるなどの準備が進められているところですが、この法律には差別的な扱いを受けた場合に仲裁などの解決の仕組みがなく、全国的には「条例」を定められた自治体もあります。鳥取県では、過去に「条例」が議会で否決された経緯もあり、容易なことではないと推察しますが、問題が起きた時の仲裁などの解決と改善のための仕組みを作っていただくことを要望します。</p>

障害者施策推進協議会委員名	大本 裕之
県賢友会会長	

No	分野	1. 生活支援__ (1)相談支援体制の構築
33		<p>相談しやすい支援体制が大切だと思う。生活苦、その障がいにあった相談体制、例えば、同じ患者、同じ障がいの方が相談を受ける体制は取れないものか。(同じ目線で相談者の相談に乗れる。相談する側が気軽に相談に行ける。そのあとで医師や行政など専門のかたにも相談できる仕組みは…。)</p>

No	分野	1. 生活支援__ (1)相談支援体制の構築
34		<p>現実の相談体制の中で行政主体の相談活動にどれくらいの障がいのある方が、どんな内容で相談を受けているのかを知りたい。本場で相談をしているのか？</p>

No	分野	2. 保健・医療__ (1) 保健・医療の充実
35		CKD(慢性腎臓病)から、腎不全、透析(内部障がい者)へという段階を経て、私たちは今日生きていますが。CKD対策があまり進んでいない、医師、行政、患者が手を組んで、せめて話し合える体制を作してほしい。 また、治療にしても、透析技術は日々変化しているが、あまりにも県内の病院で格差が大きいといえる。この事実も発表できる場がなかなかない。

No	分野	3. 安全・安心__ (1) 防災対策の推進
36		日頃から治療、食事制限、水などが必要な障がい者にとって、治療施設・食事・水の維持の確保が一番である。避難場所にそれらが確保されているか非常に心配である。

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (2) 教育環境の整備
37		最近、学習障がい児といわれる児童・子供がたくさんいます。この子たちが一歩踏み出すための環境があまりにも進んでいないようです。障がい児として、通常学級からの次の指導体制がなかなか進んでいない。それは周りの社会、親にもわかってもらえていない。(例えば、あの子がいるから勉強が進まない。学級がまとまらない等)

障害者施策推進協議会委員名	村岡 信壽
鳥取盲ろう者友の会会長	

No	分野	1. 生活支援__ (0) 全般
38		今年度、盲ろう者の調査を実施されていることは有難い。盲ろう者は個別性が高いが、重度の人の場合は、家庭内でのコミュニケーションにはじまり、あらゆる場面でコミュニケーションが障壁となる。従って既存のサービスは利用できないことが多い。どんなニーズがあるのかを明らかにしていくためにも、盲ろう者に対する相談体制が必要であると考えている。コミュニケーションに困難がある他の様々な障害においても事情は同様であろうと思う。

障害者施策推進協議会委員名	森田 多賀枝
県高次脳機能障害者家族会会長	

No	分野	1. 生活支援__ (1) 相談支援体制の構築
39		行政窓口に行っても、専門ではないからと、家族会や当事者会を紹介されることが多くなっている。主体的に活動をしている団体を、相談窓口として紹介するなら、財政的な支援体制も必要ではないか。 また障害別、病気別などの支援も必要ではあるが、家庭全体を支えていく総合的な相談体制がいっそう必要である。

No	分野	1. 生活支援__ (3)障がい児支援の充実
40		長期休業、連休などの場合、医療的支援が行えるサービス事業者が不足しており、サービス利用が制限されるため、就労している単身家庭の介護家族は休職や離職に追い込まれることがある。

No	分野	1. 生活支援__ (5)人材の育成・確保
41		総合的な相談支援のできる人材育成、重度障害者の個別支援の人材の育成は、行政が長期的なプログラムで行っていくべきだ。 また福祉人材の研修に発達障害、高次脳機能障害が少なく、対応が混乱しているので、もっときちんとした従事者研修を行うべきだ。

No	分野	2. 保健・医療__ (1)保健・医療の充実
42		長期療養中の小児科病棟や、脳損傷者の病棟では、24時間の家族介護を長期にわたって認めているが、付添用のベッドが用意されているわけでもないし空間も保証されていない。乳幼児の場合、小さいからと病人と同じベッドで寝ており、付き添う者が疲労困憊している現状がある。

No	分野	3. 安全・安心__ (1)防災対策の推進
43		脳に障害のある場合、防災情報入手しにくいので、それぞれの地域で日常的に見守り、対応していける人材を配置すべき。 それを市町村、各地域で明確な人材マップとして作成、日常点検が必要。

No	分野	3. 安全・安心__ (3)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
44		情報処理機能に障害のある人は、電話などの勧誘トラブルに巻き込まれやすい。高齢になるとなおさらそれが懸念される。 生活の変化があるときに、すぐに相談電話や訪問支援が行えるようなネットワーク体制の構築が必要である。

No	分野	4. 生活環境__ (2)公共交通機関のバリアフリー化の推進等
45		身体的なバリアフリーだけでなく、情報処理機能の問題もある。 地域の足であったバス便が大幅に減少して、デマンドバス(市町村によって異なる)などが配置されているが、緻密な情報や連絡が必要な場合が多く、障がい者や高齢者が使いにくい。利用者の使いやすさを考える必要がある。

No	分野	5. 情報アクセシビリティ__ (1)情報アクセス・コミュニケーション支援の充実
46		家族に知識がなく、本人が情報を取りにくい障害の場合、パソコンはもちろん、タブレット端末が家庭にないことも多く、情報の共有がしにくい現状がある。地域の支援者との情報共有も必要ではないか。

No	分野	6. 雇用・就業、経済的自立の支援__ (2) 福祉的就労の底上げ
47		B型事業所などが増えて、障がい者の居場所が増えてくることはいいが、あまりにも低い賃金で精勤に通うことが要求され、疲れていても居場所がなくなるのが不安で、頑張りすぎる障がい者もいる。 賃金を払う以上、それなりに支援できるスタッフの養成を行い運営に当たるべき。その人材育成が必要。

No	分野	7. 教育、文化芸術活動・スポーツ等__ (4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
48		どんな障がい者でも、スポーツも文化もあきらめるべきではないが、継続的に指導、協力していく人材が不足している。 障害のある人たちが真に楽しみ、喜びを感じるようなやり方を模索する必要がある。そのためにも指導者を積極的に育成すべき。 また地域に、日常的に活動、交流していく場もなくてはならない。

No	分野	8. あいサポート運動の推進__ (1) 県内での取組
49		あいサポーター研修の内容、費用対効果に疑問がある。 研修を終了した者が実際に行った活動は集計されているのか？ 計画段階で人権局はどういう位置で関わり、協働しているのか？ 行政職や福祉に関係する職業についている人は、この一般研修では無くもっと専門的な支援を学ぶべきではないか。

No	分野	9. 差別の解消及び権利擁護の推進__ (2) 権利擁護の推進
50		権利擁護事業を使ったほうが良いと思われる本人がいても、本人も家族もそのことによる利点などがわかっていないこともある。 利用者に頻繁に混乱が起こる場合などは、法的な関わりだけでは支えきれない。地域のネットワークや日常的な生活支援などが入る必要がある。

障害者施策推進協議会委員名	杉原 雄嗣
---------------	-------

(特非)鳥取県断酒会理事長

No	分野	2. 保健・医療__ (2) 精神保健・医療の提供
51		鳥取県アルコール健康障害対策推進計画の策定を見つつ、継続事業としてアルコール依存症の普及・啓発と広報活動をお願いします。

No	分野	1. 生活支援__ (2)在宅サービス等の充実
52		GH夜間世話人配置にかかる単県補助事業について 同一住居において、支援区分4以上の利用者が対象となっているが、区分4未満の人も夜間支援体制のもとで生活をされているわけで、その人たちも当然に対象とすべきと思います。
No	分野	1. 生活支援__ (2)在宅サービス等の充実
53		GH利用者の加齢と伴に身体機能の低下が顕著となり、ニーズに基づいて夜間支援体制を整え支援を継続しているところですが、同一住居に7人生活しておられ(6人までしか対象となっていない)、体制を整備しているにもかかわらず全員対象外では不合理であると思います。
No	分野	1. 生活支援__ (5)人材の育成・確保
54		高齢者介護分野のみならず障害福祉分野でも人材の確保が年々困難となりつつあります。とりわけ過疎地での人材確保が困難な状況であります。障がいのある人が住む場所により生活に大きな格差が生じるのは問題であると思います。県全体で対策が必要であると思います。
No	分野	6. 雇用・就業、経済的自立の支援 __ (3)障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
55		就労継続B型事業では訓練等給付により支援区分に関係なく報酬単価が設定されていますが、障がいのある人の「働く」を支援する場合、障がいの重たい人たちが排除される可能性が生じてくると思います。一方で工賃向上が強く打ち出され(必要ではある)双方を達成しようとするとかかなり困難さがあると思います。 国に対しての要望をお願いしたい。(区分に応じた報酬設定)
No	分野	9. 差別の解消及び権利擁護の推進__ (2)権利擁護の推進
56		障がいのある人の高齢化と「親亡き後」の権利擁護の推進から成年後見利用支援事業が地域生活支援事業の必須事業として取り組まれているところではありますが、各市町村により取り組みに格差がみられると思いますので、県から積極的な働きかけが必要であると思います。